

①相続手続

こんな方におすすめです



- 何から始めて良いか分からない方
- 相続人の多い方
- 相続人の範囲が分からない方
- 不動産をお持ちの方
- 相続手続に割く時間がない方
- 相続人同士が疎遠になっている方
- 財産が多い方・財産が多岐に渡る方

相続手続トータルサポート：330,000円～

※下記サポート内容①～⑧がすべて含まれております。相続財産に一定の率を乗じた報酬請求制度を採用して計算します。別途、証書代・郵送料等の実費がかかります。相続登記費用、不動産売却に伴う諸経費等は別途算定します。

相続人調査から始まり、相続財産調査、金融機関等の解約、遺産分割など相続手続は多岐にわたり、時間と手間がかかります。

私どもが相続人の皆様に代わって、スピーディーかつ確実な相続手続をいたします。

- ①法定相続情報一覧図作成
- ②相続手続に必要な公的書類の収集代行
- ③相続財産調査
- ④金融機関の払戻し、名義変更
- ⑤その他金融資産の解約等
- ⑥死後事務手続
- ⑦遺産分割協議書作成
- ⑧不動産売却支援

【相続手続の流れ】

ご相談

亡くなられた方について可能な限りお聞かせください。相続人になりそうな方やお持ちだった財産についての情報を集めます。

ご依頼

当法人への「委任状」、相続人様の「印鑑登録証明書」、「身分証の写し」などをご準備いただきます。

相続人調査

まずは相続人を確定させるため相続人調査をします。相続人確定後、「法定相続情報一覧図」を作成し、法務局に申請します。

相続財産調査

金融機関等への残高照会、不動産調査、債務調査を行います。これらを元に「遺産目録」を作成します。

遺産分割協議書原案作成

遺産分割協議書の原案を作成します。相続人の皆様でお話しいただき、署名・押印をいただきます。

金融機関の払戻し、解約等

金融機関にて被相続人名義の口座の払戻し、解約手続きを行います。

その他資産の解約等

保険、車、互助会等の解約手続きを行います。

遺産金の確定、お振込

被相続人の遺産より未払い金の精算や各種支払等を行います。当法人の実費・報酬を精算し、遺産金を確定させます。その後、遺産分割協議書の内容に従って遺産金を分配します。

「相続税・準確定申告」もお任せください

弊法人は税理士法人も併設しており、相続税申告や準確定申告、相続財産売却等で翌年必要になる確定申告のお手伝いもいたします。

弊社にお任せいただくメリット

みなさまがそれぞれ多様な人生を歩んでおります。そこには十人十色の相続の形があると言えます。その分複雑な手続きがあるのが実情ですが、各部門の経験豊富なプロが丁寧に対応させていただきます。